

大径木化した樹木への対応 に関する検討委員会

検討委員会資料

1. 東国管内を取り巻く状況
2. 大径木化した樹木の課題
3. 対応方針の考え方(案)

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所

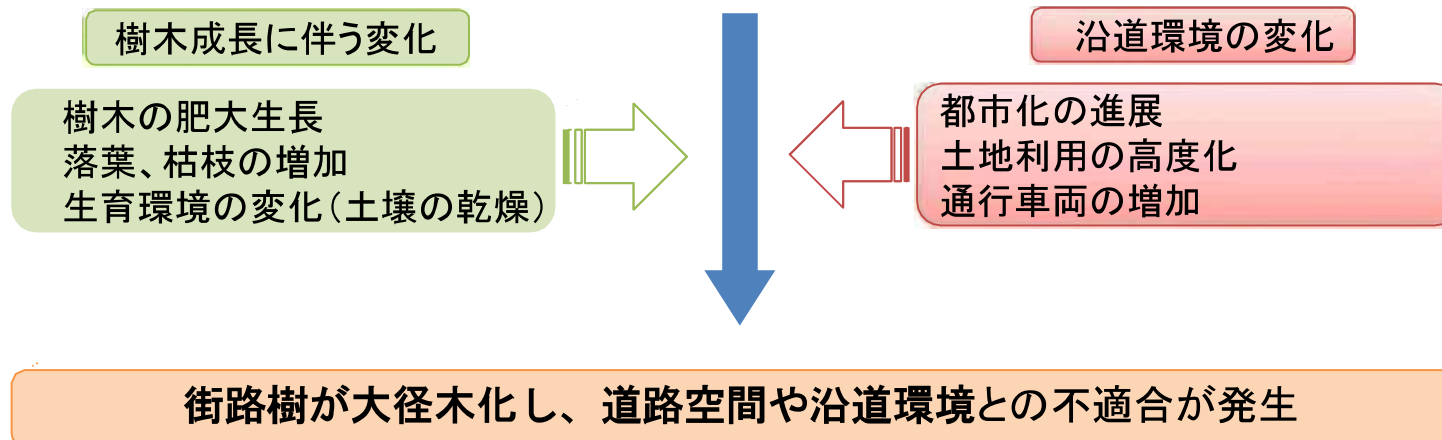
1. 東国管内を取り巻く状況

東京国道事務所

東京国道管内の街路樹は約16,000本あり、狭い歩道に植栽帯の桧一杯に生長した大径木化した街路樹が多数存在する。特に、国道20号のケヤキについては、生長が著しく通行空間へ支障を与える状況となっている。

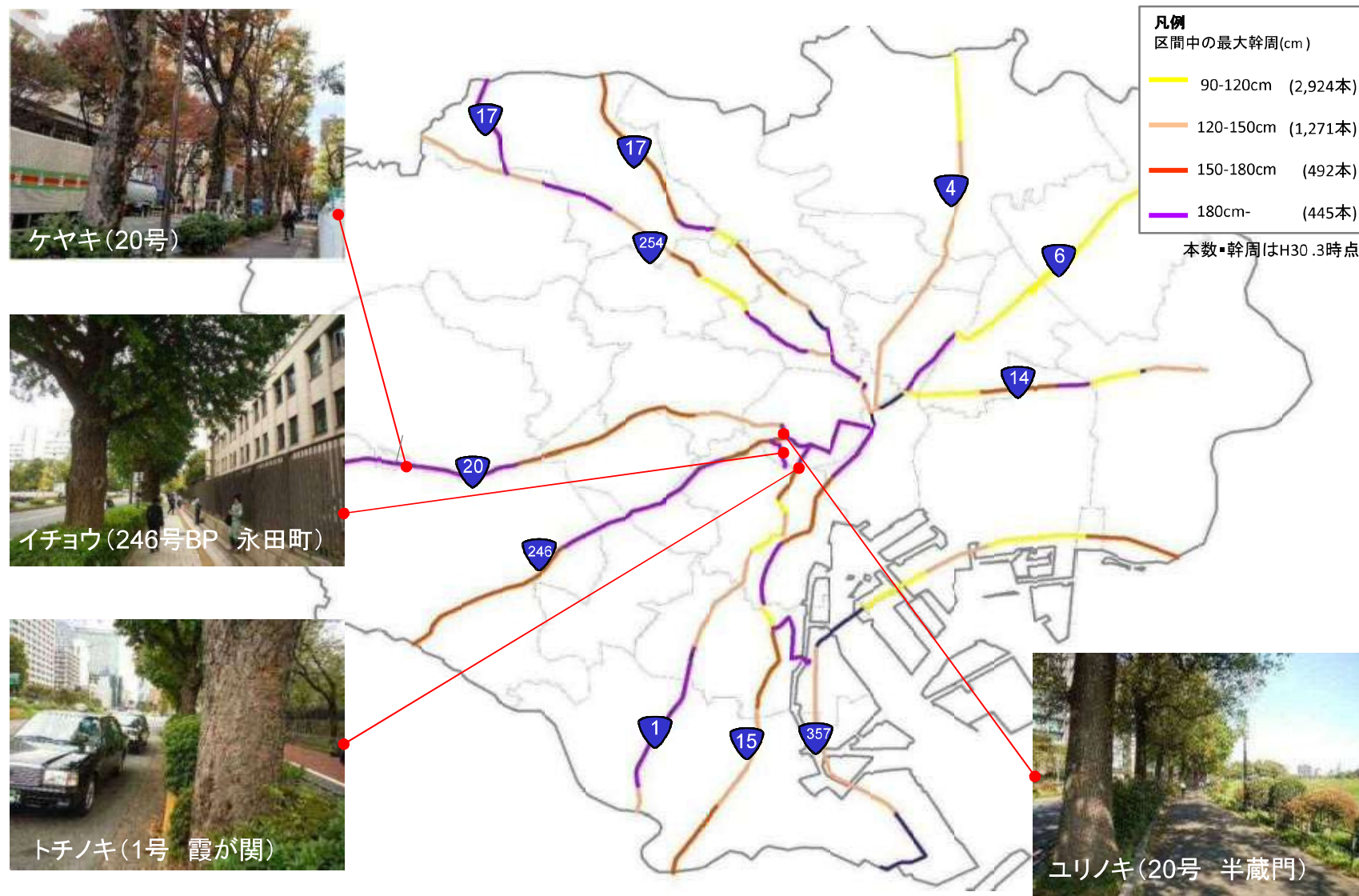
街路樹を植栽した当時の状況：

- 場所により、沿道が現在のように都市化していなかった(国道20号ケヤキ区間＝農地、低層住宅主体)
- 街路樹は歩道空間内に十分おさまっていた



1. 東国管内を取り巻く状況 ～管内の大径木化した街路樹がある区間～

東京国道事務所



1. 東国管内を取り巻く状況 ～大径木化が進んでいる国道20号における状況～

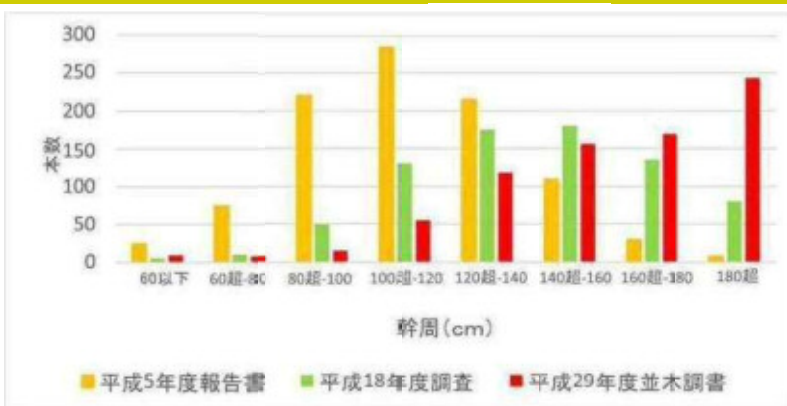
東京国道事務所

- ケヤキ並木（平成18年度調査）は、樹高が平均で13m、大きいものでは20mに達し、樹冠が平均9m、幹周が140cmを上回っている。
- 幹周は継続的に生長し大径化が進行している（平成5年度から平成29年度で平均42cm拡大）。

	平成5年度調査時	平成18年度調査時	平成29年度末時点
本数	998	906	777
平均樹高(m)	12	13.2	—
平均幹周(cm)	120	142	162
枝張り(m)	11	9.2	—

撤去対象とした主な理由

- ・枯損木
- ・台風被害（傾斜等）
- ・樹勢・生育不良
- ・根株腐朽菌の発生
- ・沿道工事/道路改修等
- ・支障木（交通障害/建築限界等）
- ・下水管を詰まらせる
- ・歩道不陸・縁石支障・根の切断等



狭い空間に大きく樹木が生長した区間



狭小な歩道幅員で大径木化している区間



根上りの発生例



幹が防護柵にほぼ接触する例

2. 大径木化した樹木の課題

東京国道事務所

課題（１）樹木の生長に伴い歩道部の根上がりをしているもの



舗装下の根の伸長・根の肥大による舗装の持ち上げ、亀裂の発生



民地駐車場を損壊

歩道舗装を補修してもその後の根の伸長・肥大により再び亀裂が繰り返し発生

2. 大径木化した樹木の課題

東京国道事務所

課題（2）樹木の生長に伴い縁石を車道側に押しだし、または、防護柵の設置にも影響を与えているもの



樹木の根による歩車道縁石の押出し



樹木の根による歩車道縁石の押出し



樹木の根による歩車道縁石の押出し



肥大した幹による防護柵の圧迫・被害



圧迫に対応し接触部分を撤去した例



圧迫に対応し接触部分を撤去した例

2. 大径木化した樹木の課題

東京国道事務所

(3) 大量の落ち葉により排水を詰まらせるなどの影響を与え、道路を冠水させてしまうもの



落ち葉が街渠の表面・柵内部に堆積することにより雨水排水が妨げられる



(4) 落ち葉等により周辺住民から撤去要望があるもの



大量の落葉の処理は周辺住民にとっても負担となっており、担い手は減少している

2. 大径木化した樹木の課題 ～建築限界～

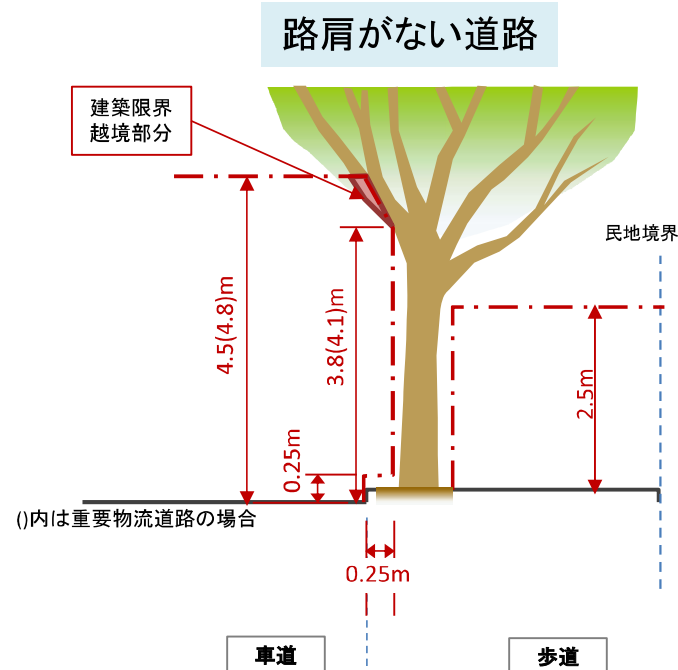
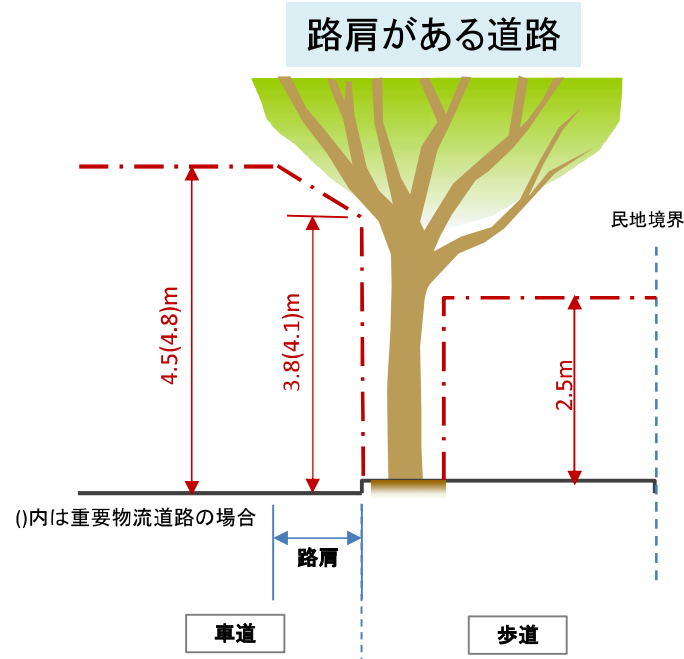
参考

東京国道事務所

●道路を安全・円滑に利用頂くため建築限界の確保が必要

道路構造令(建築限界)第十二条 解説

- 道路において、構造物等により車両や歩行者の交通の安全性・円滑性に支障をきたすことを防ぐため、構造物を配置してはならない一定の幅、一体の高さの範囲を、建築限界として定めている。
- 設計車両の規定における「普通自動車」「セミトレーラー連結車」の高さ3.8mに、車両の揺動等に対応する余裕高さを考慮し、4.5mの高さを規定している。
(重要物流道路である普通道路では4.8m、小型道路では3m)
- 路肩に車両が進入するときは、低速もしくは停車していることが基本であるため、路肩においては、余裕高さは考慮せず3.8mまで高さを減ずることを認めている。

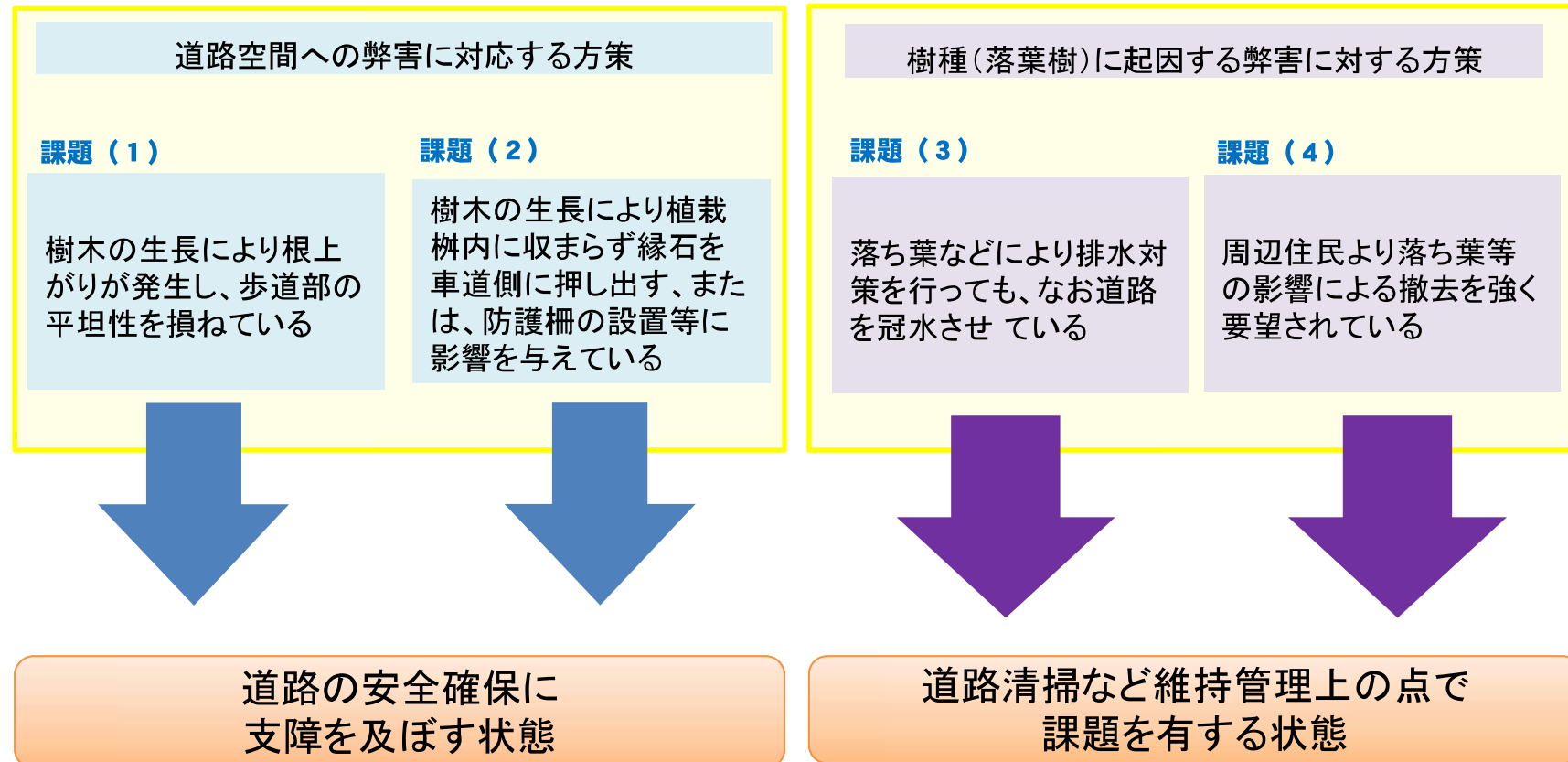


3. 対応方針の考え方（案）

東京国道事務所

課題

- （１）樹木の生長に伴い歩道部の根上がりをしているもの
- （２）樹木の生長に伴い縁石を車道側に押しだし、または、防護柵の設置にも影響を与えてしまっているもの
- （３）大量の落ち葉により排水を詰まらせるなどの影響を与え、道路を冠水させてしまうもの
- （４）落ち葉等により周辺住民から撤去要望があるもの



※道路を安全・円滑に利用頂くため建築限界の確保が必要